### 第2回南魚沼市地域公共交通協議会(書面議決)結果

1. 通知発送日 令和5年6月23日

## 2. 協議方法

- ・会議の開催に代えて書面による議決を実施
- ・南魚沼市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により議決内容を周知し、 回答を依頼

### 3. 協議事項

1 市民バス栃窪・岩之下コースを運行する車両の停留所への駐停車について

## 4. 協議結果

## 【回答状況】

委員数:21人(会長を除く)

回答数:18人 無回答:3人

委員の過半数の回答があったため協議会開催が成立(協議会規約第9条第2項)

## 【回答結果】

●協議事項1 市民バス栃窪・岩之下コースを運行する車両の停留所への駐停車に ついて

「承認する」と回答した委員数:18人 「承認しない」と回答した委員数:0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案 については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

協議事項1:市民バス栃窪・岩之下コースを運行する車両の停留所への駐停車について

道路交通法第44条第1項により、車両は、乗合自動車(現在の市民バスや路線バスのような路線定期運行のこと)の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分において、停車し、又は駐車してはならないとされています。

しかし、同条第2項第2号により、旅客の運送の用に供する自動車(導入予定のデマンド交通のような区域運行のこと)が、乗合自動車の停留所において、乗客の乗降のために停車するとき、以下の場合において、第1項の規定が適用されず、駐停車できるようになります。

#### 【駐停車が認められる条件】

地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の関係のある者が合意し、その旨を公安委員会が公示した場合。

市民バス栃窪・岩之下コースで導入されるデマンド交通の停留所においては、路線定期運行を行っている他の市民バスや路線バスの停留所と兼用する予定のものがあることから、本協議会で同条第2項第2号に規定される合意を得て、新潟県公安委員会への届出を行います。

### 添付資料

別紙1 道路交通法(抜粋) 別紙2 合意書(案)

### 道路交通法 (抜粋)

(停車及び駐車を禁止する場所)

- 第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に 掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危 険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。
  - 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又 はトンネル
  - 二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分
  - 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
  - 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の 側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
  - 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱 又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に 係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)
  - 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
  - 一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。
  - 二 旅客の運送の用に供する自動車(乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。)が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。)。
    - (罰則 第一項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条 の三第一項第一号、同条第三項)

(昭三九法九一・昭四六法九八・昭五三法五三・平二法七三・平一六法九○・平一九法 九○・令二法四二・令四法三二・一部改正)

令和5年7月 日

南越後観光バス株式会社 代表取締役社長 塩入 誠司

銀嶺タクシー株式会社 代表取締役 羽 吹 忍

株式会社魚沼中央トランスポート 代表取締役 佐藤 正一

新潟県公安委員会委員長 和 田 裕

南魚沼市長 林 茂 男

北陸信越運輸局長 平井 隆志

(以上、印省略)

南魚沼市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用 自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づき、南魚沼市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車する乗合自動車の停留所の名称
  - ・別紙「停留所一覧表」のとおり
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
  - ・マルカタクシー合資会社が経営する一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則 第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。)の用に供する乗車定員10人以下の自動 車
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障ないものとするように するため必要と認める事項
  - ・1における2の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする。

# 停留所一覧表

各運行事業者が運行、管理する次の停留所となる。

一般旅客自動車運送事業用自動車が停車又は駐車する乗合自動車の停留所			
通番	停留所名称	所在地	運行事業者
1	風間医院・ 塩沢郵便局	南魚沼市塩沢1146番地1先	株式会社魚沼中央トランスポート
2	塩沢庁舎	南魚沼市塩沢1370番地先	株式会社魚沼中央トランスポート
3	金城の里	南魚沼市島新田764番地2先	銀嶺タクシー株式会社
4	南魚沼市民病院	南魚沼市六日町2643番地1先	南越後観光バス株式会社 銀嶺タクシー株式会社 株式会社魚沼中央トランスポート
5	原信六日町店・ コメリパワー六日町店	南魚沼市六日町2451番地先	南越後観光バス株式会社 銀嶺タクシー株式会社 株式会社魚沼中央トランスポート
6	福祉センターしらゆり	南魚沼市小栗山303番地1先	南越後観光バス株式会社 銀嶺タクシー株式会社 株式会社魚沼中央トランスポート
7	南魚沼市民会館	南魚沼市六日町865番地先	南越後観光バス株式会社 銀嶺タクシー株式会社
8	市役所本庁舎	南魚沼市六日町180番地1先	南越後観光バス株式会社 銀嶺タクシー株式会社 株式会社魚沼中央トランスポート
9	六日町駅東口・ ショッピングセンター「ラ・ラ」	南魚沼市六日町101番地12先	南越後観光バス株式会社 銀嶺タクシー株式会社 株式会社魚沼中央トランスポート